



## 答 申 書

令和5年（2023年）4月13日付け教義第21号諮問をもって諮問のあった事項のうち採択参考資料について、当審議会は、次のとおり結論を得たので、答申します。

令和5年（2023年）6月7日

北海道教科用図書選定審議会  
会 長 東 間 義 孝



北海道教育委員会教育長  
倉 本 博 史 様

市町村教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長（以下「市町村教育委員会等」という。）が、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。以下「法」という。）第13条第1項、第4項及び第5項の規定に基づき、令和6年度（2024年度）から使用する小学校用教科用図書及び令和6年度（2024年度）に使用する学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を採択するに当たり、法第10条の規定に基づき北海道教育委員会が示す採択参考資料は、別添1の「令和6年度（2024年度）から使用する小学校用教科用図書採択参考資料」及び別添2の「令和6年度（2024年度）使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料」によるものとする。